

小金井市東センター・貫井北センター運營業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 小金井市東センター・貫井北センター運營業務を委託するに当たり、プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために小金井市東センター・貫井北センター運營業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者の選定
- (3) 選考結果の市長への報告
- (4) その他、審査に関して必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次の職にあるものをもって充てる。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 庶務課長
- (3) 生涯学習課長
- (4) 図書館長
- (5) 公民館長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号の委員を、副委員長は、同条第5号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員を代表し、審査委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、審査委員会を開くことはできない。

(意見の聴取)

第6条 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、その意見を聴き又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平な選考を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募に参加してはならない。

3 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を公民館に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年8月16日から施行し、小金井市東センター・貫井北センター運營業務委託の契約締結の日をもって、その効力を失う。